

家庭ごみ有料化実施計画 (素案)

平成 27 年 10 月

金沢市環境局

目 次

1.	家庭ごみの有料化について	1
	(1) 家庭ごみ有料化制度とは	
	(2) 家庭ごみを有料化する目的	
2.	家庭ごみ有料化制度について	2
	(1) 対象となるごみ	
	(2) 負担の軽減措置	
	(3) 有料化の方法	
	(4) 手数料の料金体系	
	(5) 指定ごみ袋の種類	
	(6) 手数料の水準	
	(7) 周知期間	
	(8) 周知方法	
3.	予想負担額と収入の使途について	11
	(1) 予想負担額	
	(2) 手数料収入の使途	
4.	ごみの減量・資源化を促進するための施策等	12

1. 家庭ごみの有料化について

(1) 家庭ごみ有料化とは

家庭ごみの有料化とは、家庭からごみを出す際に、市が指定する有料のごみ袋等を使用することにより、ごみの排出量に応じて、経済的な負担をしていただく制度です。

(2) 家庭ごみを有料化する目的

ごみを減量し、資源化率を向上します

ごみ処理基本計画の理念である持続可能な社会を構築するためには、無駄なものを作らない・買わない(Reduce)、使い捨てをやめ、繰り返し使う(Reuse)、資源を再利用する(Recycle)といった3R活動に取り組み、限りある資源を有効活用して、可能な限りごみを減らす必要があります。

本市では、これまで家庭ごみの減量及び資源化の促進に積極的に取り組んできたが、平成25年度の1人1日当たりのごみ排出量は、1,038gと横ばいの状況が続いており、また、資源化率は11%台で、全国43中核市中39位と、極めて低い水準にあります。家庭ごみ有料化は、この状況を打破するための有効な方法です。

ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保します

市民から「どんなに努力して、ごみの量を減らしても、負担が同じでは、不公平である」との意見が数多く寄せられています。こうした不公平をなくすためにも、排出量に応じた費用を負担していただきます。

ごみ処理経費を削減します

今後、東部環境エネルギーセンターの建て替えが予定されており、ごみの排出量を削減することにより、施設の規模を縮小できれば、建設費や維持管理費などのごみ処理に関する経費を、将来にわたり大きく削減することができます。

将来の世代への負担を軽減します

ごみ処理経費の削減や施設の規模の縮小などにより、将来の世代への経済的な負担を軽減するとともに、環境負荷の低減や地球温暖化防止にもつながり、金沢の豊かな自然環境を将来の世代につないでいくことが可能となります。

2. 家庭ごみ有料化制度について

(1) 対象となるごみ

「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」を対象（有料）とします。

「資源ごみ」は対象外（無料）とします。

家庭ごみの有料化を導入している自治体の多くでは、ごみの減量及び資源化を促進するため、「燃やすごみ」及び「燃やさないごみ」を有料化の対象としていることを踏まえ、本市においても、「燃やすごみ」及び「燃やさないごみ」を有料化の対象とし、「資源ごみ」は対象外（無料）とします。

表1 有料化を導入している中核市の対象品目

No.	自治体名	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源ごみ
1	函館市	○	○	
2	旭川市	○	○	
3	秋田市	○		
4	八王子市	○	○	
5	長野市	○	○	
6	下関市	○	○	○
7	高松市	○	○	
8	久留米市	○	○	
9	大分市	○	○	
10	宮崎市	○	○	
11	那覇市	○	○	

(2) 負担軽減措置

「おむつ」「剪定枝」「ボランティア清掃ごみ」などは対象外（無料）とします。

減らそうとしても減らすことのできない「排泄管理支援用具（ストマ装具、紙おむつなど）」や「腹膜透析バッグ」のほか、地域緑化や美化を推進するため、「剪定枝」、「落ち葉」、「草花」及び「ボランティア清掃ごみ（地域清掃ごみ）」を対象外（無料）とし、負担の軽減を図ります。

表2 分別区分と負担の有無

分別の区分	負担の有無	排出方法等
燃やすごみ	有料	指定ごみ袋
燃やさないごみ(埋立ごみ)	有料	指定ごみ袋
粗大ごみ 多量ごみ 犬猫などペット類の死体	有料	既存の有料戸別収集 ※平成15年7月有料化実施済み
容器包装プラスチック 金属製品(小型家電類含む) ライター あきびん ペットボトル あき缶 乾電池・水銀含有製品 フロン回収製品 スプレー缶・カセットボンベ	無料	半透明ごみ袋 資源回収BOX
排泄管理支援用具 腹膜透析バッグ	無料	半透明ごみ袋
剪定枝 落ち葉 草花	無料	半透明ごみ袋又はひも縛り 半透明ごみ袋
ボランティア清掃ごみ	無料	指定ごみ袋(無料配付)

(3) 有料化の方法

「指定ごみ袋方式」とします。

有料化の方法として、ごみ処理手数料を指定ごみ袋の料金に上乗せする「指定ごみ袋方式」とシールの料金に上乗せする「シール方式」があるが、シール方式では、ごみ袋の容量に応じた公平な負担とならないことから、家庭ごみの有料化を導入している自治体の多くで「指定ごみ袋方式」が採用されており、本市においても「指定ごみ袋方式」を採用します。

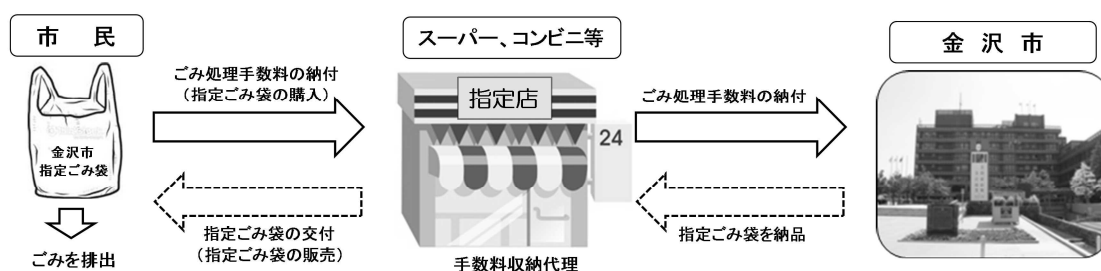


図1 「指定ごみ袋方式」の流れ

表3 有料化を導入している中核市の方法

No.	自治体名	指定ごみ袋	シール
1	函館市	○	○
2	旭川市	○	○
3	秋田市	○	
4	八王子市	○	
5	長野市	○	○
6	下関市	○	
7	高松市	○	
8	久留米市	○	
9	大分市	○	
10	宮崎市	○	
11	那覇市	○	

(4) 手数料の料金体系

「排出量単純比例型」とします。

図2のように排出量に応じて、排出者が負担する「排出量単純比例型」では、ごみを多く出す人ほど負担が大きくなり、ごみを減らした人ほど負担が小さくなります。

このように、負担の仕組みが簡単でわかりやすく、ごみの減量に対する意識が働きやすいことから、本市においても、多くの自治体で採用されている「排出量単純比例型」を採用します。

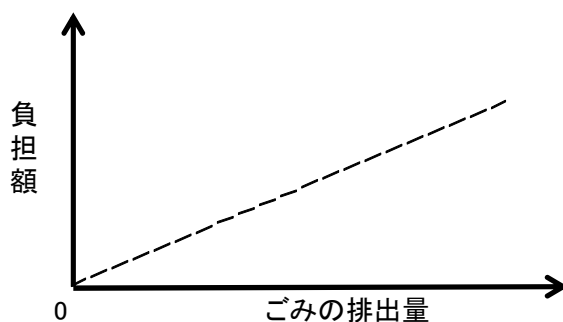


図2 排出量単純比例型の仕組み

表4 有料化を導入している中核市の料金体系

No.	自治体名	料金体系
1	函館市	排出量単純比例型
2	旭川市	排出量単純比例型
3	秋田市	排出量単純比例型
4	八王子市	排出量単純比例型
5	長野市	排出量単純比例型
6	下関市	排出量単純比例型
7	高松市	排出量単純比例型
8	久留米市	排出量単純比例型
9	大分市	排出量単純比例型
10	宮崎市	排出量単純比例型
11	那覇市	排出量単純比例型

(5) 指定ごみ袋の種類

指定ごみ袋の容量は、5、10、20、30、45 リットルの5種類とします。

「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の袋の色を分けます。

容量に応じた5種類の指定ごみ袋を用意することで、各世帯のごみの排出状況に見合った指定ごみ袋を選択できることやより小容量の袋を選択しようとする意識が働くことから、本市では、家庭ごみの有料化を導入している自治体の多くで採用している5、10、20、30、45 リットルの指定ごみ袋を用意します。

また、「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の袋の色を分けて、視覚的にわかりやすくすることで、ごみの入れ間違いや出し間違いを防ぎ、分別の促進を図ります。

表5 有料化を導入している中核市の指定ごみ袋の種類

		指定ごみ袋のサイズ										袋の 使い分け		
		燃やすごみ					燃やさないごみ							
		5L	10L台	20L台	30L台	40L台	5L	10L台	20L台	30L台	40L台			
1	函館市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	色別
2	旭川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	色別
3	秋田市		○	○	○	○	燃やすごみ・燃やさないごみの分別なし					-		
4	八王子市	○	○	○		○	○	○				○	色別	
5	長野市		○	○	○	○			○	○			色別	
6	下関市		10L、18L		○	○						○	色別	
7	高松市		○	○	○	○		○	○	○	○	○	共通	
8	久留米市		○		○			○		○			色別	
9	大分市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	共通	
10	宮崎市		○	○	○	○		○	○	○	○	○	色別	
11	那覇市		○	○	○	○		○	○	○	○	○	色別	
集 計		4	11	9	10	10	4	8	8	8	8	8		

燃やすごみの 指定ごみ袋のサイズが	2種類ある自治体	1
	3種類ある自治体	0
	4種類ある自治体	7
	5種類ある自治体	3

燃やさないごみの 指定ごみ袋のサイズが	1種類ある自治体	1
	2種類ある自治体	2
	3種類ある自治体	0
	4種類ある自治体	4
	5種類ある自治体	3

表6 指定ごみ袋の種類

区分	指定ごみ袋サイズ				
	極小 (5L)	小 (10L)	中 (20L)	大 (30L)	特大 (45L)
燃やすごみ					
燃やさないごみ					

(6) 手数料の水準

指定ごみ袋の容量 1 Lあたり 1円とします。

下記の2点をポイントに、本市の手数料水準を検討しました。

- イ) 市民生活に過度の負担を強わずに、ごみ減量に対する意識が働く金額であること
- ロ) 金沢市周辺自治体の手数料とバランスがとれている金額であること

イ)については、東洋大学経済学部教授の山谷修作氏の調査で、手数料の水準を1円/L程度にした自治体にて、約14%のごみ減量効果が得られたとの報告があります。(図3)

ロ)については、金沢市の周辺自治体の手数料水準を調査したところ、1円/Lとしており、また、中核市においても、1円/L程度に設定している自治体が多いことがわかりました。(表7)

以上のことから、金沢市の手数料水準を、表8のとおり、指定ごみ袋の容量1Lあたり1円とします。

なお、「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の金額は、同一とします。

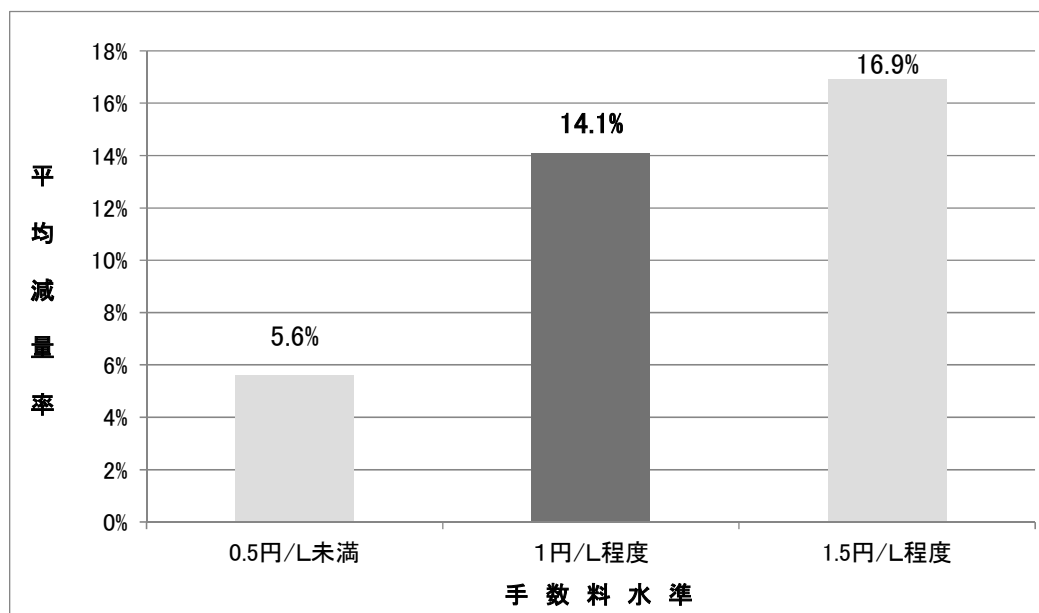


図3 手数料水準と家庭ごみの減量効果 (導入5年目)

※ 東洋大学教授 山谷氏の調査結果より引用

表7 他都市の手数料水準

【有料化を導入している金沢市周辺自治体】

No.	自治体名	手数料単価
1	かほく市	1.0 円/L
2	津幡町	1.0 円/L
3	内灘町	1.0 円/L
4	能美市	1.0 円/L
5	川北町	1.0 円/L
	平均	1.0 円/L

【有料化を導入している中核市】

No.	自治体名	手数料単価
1	函館市	2.0 円/L
2	旭川市	2.0 円/L
3	秋田市	1.0 円/L
4	八王子市	1.9 円/L
5	長野市	1.0 円/L
6	下関市	0.7 円/L
7	高松市	1.0 円/L
8	久留米市	0.8 円/L
9	大分市	0.7 円/L
10	宮崎市	1.0 円/L
11	那覇市	0.6 円/L
	平均	1.2 円/L

※自治体内で容量により単価が異なる場合は、最大単価を表示

表8 金沢市での指定ごみ袋の価格

指定ごみ袋 サイズ	1枚あたりの 価格	燃 や す ご み 燃 や さ ない ご み
		販売価格 (10 枚 1 組)
極小 (5L)	5円	50円
小 (10L)	10円	100円
中 (20L)	20円	200円
大 (30L)	30円	300円
特大 (45L)	45円	450円

(7) 周知期間

導入にあたっては、条例改正から周知期間を設けます。

有料化を導入した中核市では、市民への制度に関する説明や準備などのため、周知期間を設けていることから、本市においても、周知期間を設けます。

表9 有料化を導入している中核市の周知期間

No.	自治体名	条例改正から 導入までの期間
1	函館市	12ヶ月
2	旭川市	16ヶ月
3	秋田市	9ヶ月
4	八王子市	6ヶ月
5	長野市	15ヶ月
6	下関市	8ヶ月
7	高松市	6ヶ月
8	久留米市	5ヶ月
9	大分市	10ヶ月
10	宮崎市	8ヶ月
11	那覇市	3ヶ月
	平均	9ヶ月

(8) 周知方法

家庭ごみの有料化にあたっては、制度の目的や内容に対する市民の皆様のご理解とご協力が必要不可欠であることから、きめ細かな広報活動を行います。

市民説明会による周知

制度の内容や実施時期について、町内会、アパート、マンションなど全市域を対象とした説明会を開催し、制度に関する周知を行います。

テレビCM、ラジオ、新聞、広報誌、ホームページ等による周知

制度の内容や実施時期について、テレビCM、ラジオ、新聞、広報誌、ホームページ等を活用した情報提供を行います。

パンフレットによる周知

制度の内容等をわかりやすく記載したパンフレットを作成し、全世帯に配付します。

3. 予想負担額と収入の使途について

(1) 予想負担額

使用する指定ごみ袋の容量に応じた予想負担額は、表 10 のとおりとなります。

表 10 使用する指定ごみ袋の容量に応じた予想負担額

条 件	年間負担額	(月負担額)
5Lの袋を毎回使用した場合	600円/年	(50 円 / 月)
10Lの袋を毎回使用した場合	1,200円/年	(100 円 / 月)
20Lの袋を毎回使用した場合	2,400円/年	(200 円 / 月)
30Lの袋を毎回使用した場合	3,600円/年	(300 円 / 月)
45Lの袋を毎回使用した場合	5,400円/年	(450 円 / 月)

※ 1ヶ月あたり10回のごみ出しを行うと想定

標準世帯で1ヶ月約350円、年間約4,000円

標準世帯（大人2人、子供2人）での予想負担額を試算すると、1ヶ月約350円、年間約4,000円となります。

(2) 手数料収入の使途

手数料収入については、使途を明確化し、その収支状況を公表することにより、透明性を確保します。

なお、手数料収入は、ごみ処理費用に充てず、指定ごみ袋等管理費や地域での3R活動などの地球温暖化対策事業に使用します。

4. ごみの減量・資源化を推進するための施策等

家庭ごみの有料化は、ごみの減量・資源化を進める上で効果的な手法の一つであり、他の施策や事業と組み合わせて実施することにより相乗効果が発揮され、一層のごみの減量・資源化が可能となります。

また、併せて、不適正排出・不法投棄対策の強化や収集サービスの拡充などを行うことにより、住みよいまちづくりに努めます。

古紙の資源化の推進

古紙については、集団回収の普及拡大に努めるとともに、分別収集を行うことで、燃やすごみの減量及び資源化率の向上を目指します。

資源搬入ステーションの拡充

資源搬入ステーションを増設するなど市民がごみの資源化に取り組みやすい環境整備づくりに努めることで、資源化率の向上を目指します。

生ごみリサイクル循環システムの拡充

ダンボールコンポストや電気式生ごみ処理機などでできた堆肥の回収場所を増設し、生ごみのリサイクルに取り組みやすい環境整備づくりに努めることで、燃やすごみの減量を目指します。

不適正排出・不法投棄対策の強化

ごみステーションのパトロールを強化することで、不適正排出の防止に努めます。

また、不法投棄監視のネットワークを強化するとともに、啓発看板や監視カメラを増設することで、不法投棄の防止に努めます。

ふれあい収集（高齢者や障害のある方を対象とした戸別収集）の実施

高齢者や障害のある方などごみ出しが困難な世帯を対象に、安否確認を兼ねた戸別収集を行うことで、安心して暮らせるまちづくりを目指します。